

金 沢 駅 前

めがね🕶️ 税理士通信

GLASSES TAX ACCOUNTANT NEWSLETTER

Sep. 2024 vol.138

9月号

CONTENTS

1. 今月はココをチェック!めがね税理士の厳選税務 / MUKAI NEWS
2. むーマンの相続相談室
3. 今月の経営のヒント / 税務セカンドオピニオン

Topic

無病息災と 長寿の祈り

重陽の節句は、9月9日に祝われる日本の伝統的な行事で、春の桃の節句や初夏の端午の節句と並ぶ五節句のひとつです。古来より、不老長寿を願う日として知られ、菊の花がその象徴とされています。重陽の節句では、菊酒を飲み、菊の花を愛でる風習があります。また、菊の花びらを浮かべた酒を飲むことで邪気を払い、健康を祈願するという意味も込められています。日本の四季を感じながら、自然との調和を大切にする心を育む機会です。忙しい日常の中で、このような伝統行事に触れることで、心身のリフレッシュにもつながります。家族や友人と共にこの特別な日を過ごしてみたいはいかがでしょうか。





今月はココを
チェック!

めがね税理士の厳選税務



令和6年度税制改正⑥

賃上げ促進税制(中小企業向け)の強化

令和6年度税制改正では、物価高に負けない構造的・持続的な賃上げの動きをより多くの国民に広げ、効果を深めるため、賃上げ促進税制が強化されました。今月はこちらの改正点を解説いたします。

1 【改正内容1】 税額控除率が最大40%から45%へ拡大

新たに「子育てとの両立支援・女性活躍支援」に関する要件が新設され、厚生労働省が実施する「くるみん認定(子育てサポート)」「えるぼし認定(女性の活躍推進)」のいずれかを受けることで税額控除率に5%が加算され、最大45%控除へ拡大されました。

【適用期間：令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度】

また、「教育訓練費」の額の比較教育訓練費の額に対する増加割合が10%以上から5%以上に条件が緩和されました。

中小企業の税額控除率 改正後

全雇用者 給与総額	基本控除率	(※1)	(※2)	合計控除率 最大 45%	【改正前】			
		教育訓練費 +5% 【条件緩和】	女性活躍 子育て支援 【新設】		賃上げ 要件	控除率	教育 訓練費 +10%	合計 最大 40%
+1.5%	15%	+10%	+5%	30%	+1.5%	15%	+10%	25%
+2.5%	30%			45%	+2.5%	30%		40%

(※1) 教育訓練費の上乗せ要件について、当期の給与総額の0.05%以上との要件を追加

(※2) くるみん：仕事と子育ての両立サポートや、多様な労働条件・環境整備等に積極的に取り組む企業に対する厚生労働大臣の認定

えるぼし：女性の活躍推進に関する状況や取組等が優良な企業に対する厚生労働大臣の認定

くるみん or えるぼし
二段階目以上の認定が必要

2 【改正内容2】 5年間の繰越控除新設

適用年度に所得が発生していない場合(赤字)や控除しきれなかった場合において、その金額を翌年度以降5年間繰越しすることが可能となりました。ただし、未控除額を翌年度以降に繰り越す場合は、未控除額が発生した年度の申告で、「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書」の提出が必要。また繰越税額控除をする事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年度より増加している場合に限り適用可能となります。

MUKAI NEWS!

TV番組の撮影がありました! 9/22(日)AM11:24~放送です

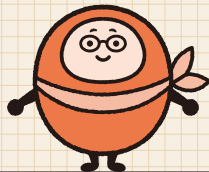
むかいアドバイザーグループの向です。先日、弊所にて北陸放送(MRO)さんのTV番組撮影(提供:SMBC日興証券様)がありました。普段は仕事に集中していますが、カメラの前での相談風景や仕事風景の撮影は、私も社員もやはり緊張してしまいました。インタビューでは、会社に対する思いや、日常の業務について話す機会をいただきました。カメラの存在を意識しながらも、少しでも「むかい」らしさをお伝えできていたらと思っています。【放送日】9/22(日)AM11:24~MRO北陸放送6ch(※サンデージャポンが終わり、アッコにおまかせまでの間の2分半程度)皆さんにもぜひ見ていただければ嬉しいです!



むーマンの相続相談室

テーマ：認知症から資産を守るには

お悩み
解決!



回答者 むーマン

相続で困っている人たちに
助けるこころやさしいヒーロー。



相談者 太郎さん

相続で困ったときはいつも
むーマンに助けてもらっている。

Question

認知症になると自分の資産をどう守ればいいのか心配になってきました。



太郎さん



むーマン

確かに、今は健康で心配ないかもしれませんが、認知症は誰にでも起こり得るリスクです。そして、万が一認知症になってしまった場合、資産を守るためにできることは限られてしまいます。ですから、健康なうちにしっかりと対策を立てておくことが非常に重要です。

健康なうちに
対策を!

具体的にどんな問題が起こるのでしょうか？



太郎さん



むーマン

まず、認知症になってしまうと、ご自身での意思確認が難しくなるため、預金口座からお金を引き出せなくなることがあります。例えば、医療費や生活費を引き出したいときでも、家族が代わりに行うことが難しくなり、立て替えが必要になるケースもあります。もう一つ大きな問題は、不動産の処分です。例えば、介護施設に入所するために自宅を売却したいと考えても、認知症で意思確認ができない状態だと売却ができなくなってしまいます。また、遺産分割協議も問題になります。認知症によって判断能力が不十分な場合、相続人としての役割を果たせなくなり、遺産の分配が進まないという事態に陥ることもあります。

今のうちに何か対策をしておいた方が良さそうですね。どんな方法がありますでしょうか？



太郎さん



むーマン

たとえば、『任意後見制度』があります。これは、自分が元気なうちに、将来のために信頼できる人を後見人として選んでおく制度です。認知症などで判断能力が低下したときに、その後見人があなたの代わりに財産管理などを行ってくれます。

他にも、『家族信託』や『生前贈与』も有効な方法です。『家族信託』は、信頼できる家族に財産を託し、あなたの意思が確認できなくなったときでも、家族がその財産を適切に管理できるようにする仕組みです。『生前贈与』は、元気なうちに財産を子どもや孫に渡してしまうことで、相続の際にトラブルを避けることができます。

このように、認知症による資産管理の問題は、早めに対策を立てることで回避できます。健康なうちに家族や専門家と相談し、自分に合った方法で将来に備えることが、安心して過ごすための第一歩です。

むーマン
から一言!

WEBからも
ご予約可能

相続の無料相談予約受付中!

お気軽に!

0120-779-155

相続手続き・相続税申告・遺言書作成・生前贈与・家族信託

※無料相談は事前予約で夜間・土日祝日も対応可能です。



今月の経営のヒント

MANAGEMENT TIPS



「 忍耐の徳 」

何ごとにおいても辛抱強さというものが大事だが、近ごろはどうもこの忍耐の美德というものがおろそかにされがちで、ちょっとした困難にもすぐ参って悲鳴をあげがちである。そして、事志とちがった時には、それをこらえてさらに精進をし、さらに力を蓄えるという気迫がまるで乏しくなり、そのことの責任はすべて他にありとして、もっぱら人をののしり、社会を責める。これは例えば、商売で品物が売れないのは、すべて世間が悪いからだというのと同じことで、これでは世間は誰も相手にしてくれないであろう。人びとに喜んで買っていただけるだけの実力というものを、養わなければならないのである。忍耐を一つの美德として、辛抱強い働きをつづけてゆきたいものである。

(引用「道をひらく」 松下幸之助 PHP研究所)

SECOND OPINION

税務セカンドピニオン

むかい税理士法人では、顧問税理士の判断以外に、他の税理士の意見を求める「税金版セカンドオピニオン」というサービスを行っております。さまざまな税務問題に対し、豊富な解決実績をもとに、信頼性の高いご提案をさせていただきます。ご興味がある方は、お気軽にお問合せください！



税金版セカンドオピニオンのご相談例



相続や事業承継の
対策を打ちたい



経営改善について客観的な
アドバイスを受けたい



株式や不動産の移動などの
資本政策について相談したい



税理士が高齢又は担当が
税理士ではなく相談にくい

編集・発行



つねに むかに
むかいアドバイザリーグループ

むかい税理士法人 / むかい司法書士法人
むかい行政書士法人 / いしい社労士事務所
むかいアドバイザリー株式会社 / むかい相続サポートセンター

代表者 / 税理士・行政書士 向 智大

代表者 / 税理士・司法書士・行政書士 向 貴子

〒920-0043 石川県金沢市長田2丁目24番33号

TEL.076-254-0301 FAX.076-254-0302 Email.info@mukai-group.com

受付時間 9:00~18:00 (平日・土日祝)



むかいアドバイザリーグループ
<http://www.mukai-group.com>



むかい相続サポートセンター
<http://www.auberge-sanglerier.com>



石川金沢家族信託
サポートセンター
<https://kanazawa-kazokushintaku.com>



公式 LINE
相続に関する情報を定期配信しています